

日本国長野県  
及び  
オーストリア共和国サステナビリティ・観光省  
による  
科学技術・知見・イノベーション交流  
に関する覚書

日本国長野県及びオーストリア共和国サステナビリティ・観光省は、農林業、木材産業、自然エネルギー、自然環境及び観光に関する行政、教育、研究の分野において、双方に有益な交流を行い、協力関係を築いていくことを確認するとともに、ここに署名する。

両当事者は、以下の取組を推進するものとする。

1. 両者は、定期的に活動に関する情報を提供する。
2. 両者は、教育、研修及び研究知見における交流並びに国際的な技術情報、イノベーション交流を推進する。
3. 両者は、関係する分野の職員及び技術者の相互訪問を奨励する。
4. 両者は、両当事者が共同して決定した場合を除き、本覚書に基づく活動に代表者が参加する場合の費用をそれぞれが負担する。
5. 両者は、本覚書の規定の実施の中で獲得した協力の結果は、両者が事前に書面で同意を得られる場合のみ、第三者に譲渡することができることを承認する。
6. 両者は、相互の申し合わせにより、本覚書に変更または追加を行うことができる。その変更・追加は別個の修正条項によって作成される。
7. 本覚書の解釈及び実施に関する全ての相違は、両者間の交渉又は協議を通じて友好的に解決される。解釈に関して矛盾がある場合は、英語版が優先される。
8. 本覚書は国際条約ではなく、国内法または国際法に基づく法的または金銭的権利または義務を生じさせない。
9. 本覚書は署名日に発効し、5年間有効となる。その有効期間は、両者の一方が解除の日から少なくとも6か月前までに解除の意思を書面で相手側に通知しない限り、次の5年間、自動的に延長する。
10. 本覚書の適用の解除は、本覚書に基づいて既に開始されたプロジェクト又はその他の活動の実施に関する作業の終了の根拠とはならない。

両当事者は、上記の事項の理解を確認し、署名により本覚書を締結した。

本覚書は、英語で各2部作成し、同じ内容のものを双方が保有する。

2019年10月21日、ウィーンにて署名された。

日本国  
長野県知事  
阿部 守一

オーストリア共和国  
サステナビリティ・観光大臣  
マリア・パテック